

岩手県東日本大震災津波復興委員会専門委員会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、岩手県東日本大震災津波復興委員会設置要綱第7条第1項の規定により、岩手県東日本大震災津波復興委員会に置く専門委員会（以下「専門委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2 専門委員会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第3 専門委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、専門委員会に属する委員の互選によって定める。

3 副委員長は、専門委員会に属する委員のうちから委員長が指名する。

4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4 専門委員会は、委員長が招集する。

2 専門委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第5 専門委員会は、必要に応じて学識経験のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門委員長会議)

第6 専門委員会相互の連絡調整を図るため、専門委員長会議を置くことができる。

2 専門委員長会議は、専門委員会の委員長及び副委員長をもって組織する。

3 専門委員長会議に議長を置き、専門委員会の委員長の中から互選によって定める。

4 第4の規定は、専門委員長会議の会議について準用する。この場合、「専門委員会」を「専門委員長会議」と、「委員長」を「議長」と読み替えるものとする。

(その他)

第7 この運営要領の施行について必要な事項は専門委員会の委員長が定めるほか、要綱に準ずる。